

『未利用口座管理手数料』のご案内

当金庫では、2年以上ご利用のない口座に対しまして、令和5年7月1日より、未利用口座管理手数料を適用いたします。同手数料詳細は次のとおりとなりますので、内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

未利用口座管理手数料詳細

1. 未利用口座となる口座

最後の預入れまたは払戻し（当該口座への預金利息の入金および未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度も預入れまたは払戻しがない普通預金口座（総合口座を含みます。）、決済用普通預金口座、貯蓄預金口座を未利用口座としてお取扱いいたします。

日頃の入出金や口座振替等でご利用いただいている口座が対象となることはございません。

2. 未利用口座管理手数料

(1) お客さまの口座が未利用口座となった場合、事前に当金庫にお届けのご住所に「ご案内」を郵送いたします。

(2) ご案内を差し上げてから一定期間経過後もお取引がない場合、年間1,320円（税込）の手数料をご負担いただきます。（当該口座から自動引落）

(3) ただし、次の場合は未利用口座管理手数料の対象外といたします。（手数料の引落しはございません。）

① 当該未利用口座の残高が1万円以上ある場合。

② 当金庫に融資取引（カードローン契約を含む）がある場合。

③ 当金庫に定期性預金、投資信託、公共債、保険等の取引がある場合。

※紛失、盗難などによりご利用が停止されている口座も、未利用口座管理手数料の対象となります。

3. 自動解約

(1) お客さまの口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、お客さまの口座残高をもって、未利用口座管理手数料の一部とし、同口座を解約いたします。また、残高が0円である口座につきましても、同様に解約いたします。

(2) なお、一部ご負担いただきました未利用口座管理手数料のご返却、およびご解約いたしました口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。

※口座を自動解約させていただいた後の、お客さまの手続きはございません。

4. 未利用口座管理手数料をいただくまでの流れ

(1) 未利用口座管理手数料引落しの対象となった口座をお持ちのお客さまへ、事前にお届けのご住所に「ご案内」を郵送いたします。

(2) このご案内以降、預入れまたは払戻しのお取引をいただくか、当該口座ご利用の予定がない場合は、ご解約されることをお勧めいたします。

※ご案内を差し上げて一定期間（約3か月）以内に、再度ご利用されるか、ご解約されますと、未利用口座管理手数料はかかりません。

(3) ご案内を差し上げて一定期間（約3か月）経過後におきましても、ご利用もしくはご解約のお手続きのない未利用口座に対しましては、未利用口座管理手数料の引落しをいたします。

※送付した「ご案内」が遅延または到達しなかったときでも、通常送達すべき時に到達したものといたします。

※未利用口座管理手数料の取扱いについて変更がある場合は、当金庫ホームページでお知らせいたします。

以上